

第二百四回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第四号

令和三年三月十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 左藤 章君

理事 青山 周平君

理事 小淵 優子君

理事 原田 憲治君

理事 牧 義夫君

理事 安藤 裕君

理事 上杉謙太郎君

理事 大串 正樹君

理事 繁本 護君

理事 谷川 弥一君

理事 根本 幸典君

理事 福井 照君

理事 古田 圭一君

理事 村井 英樹君

理事 吉良 州司君

理事 寺田 学君

理事 谷田川 元君

理事 吉川 元君

理事 古屋 範子君

理事 畑野 君枝君

池田 佳隆君

神山 佐市君

菊田真紀子君

浮島 智子君

石川 昭政君

尾身 朝子君

櫻田 義孝君

柴山 昌彦君

中村 裕之君

馳 浩君

船田 元君

三谷 英弘君

山本ともひろ君

下条 みつ君

中川 正春君

山内 康一君

笠 浩史君

鰐淵 洋子君

藤田 文武君

萩生田光一君

鰐淵 洋子君

三谷 英弘君

青木 孝徳君

山崎 雅男君

義本 博司君

政府参考人
(文部科学省初等中等教育 瀧本 寛君
局長)
文部科学委員会専門員 但野 智君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)

○左藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局長青木孝徳君、文部科学省大臣官房文書施設企画・防災部長山崎雅男君、総合教育政策局長義本博司君及び初等中等教育局長瀧本寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○左藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 おはようございます。自由民主党の馳浩です。

大臣、答弁がないときはいつでもお手洗いに行ってよろしいですから、気にしないでください。では、最初の質問をいたします。

義務標準法が成立したのは昭和三十三年です。当時の立法趣旨と、一学級の定数は何人だったか、それ以前は何人だったか。これは、学級編制と教職員定数の標準を定めたという立法趣旨からしてどうだったかという質問をいたします。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

義務標準法の立法趣旨ですが、この法律は、公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図り、義務教育水準の維持向上に資することを目的として制定されたものでございます。

当時の学級編制については、この標準法制定以前は、学校教育法施行規則により、五十人以下を標準とすると言われていましたが、現実には五十人を超える学級が当時かなり存在していたということとを踏まえまして、この義務標準法においては、五十人を原則とするところとさせていただきます。

また、教職員の確保と適正配置を支えるための教職員の給与費の一部を負担する義務教育費国庫負担制度については、一旦戦後に廃止をされましたが、その後の教育地方間格差の拡大を受けまして、二十八年に再び設けられ、現在に至るまで我が国の義務教育の根幹を担っているものでございます。

以上です。

○馳委員 そこで、公立義務教育諸学校以外の国立、私立の学校の学級編制と教職員定数の標準はどうなっているのでしょうか。昭和三十三年当時と現状、令和三年ですが、この比較についても教えてください。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

国立と私立の義務教育諸学校についての御質問です。これらの学級編制については、昭和三十三年当時におきましては、学校教育法の施行規則におい

て、一学級五十人以下を標準としており、現在では、小学校設置基準及び中学校設置基準におきまして、一学級四十人以下を標準としてるところでございます。

また、教職員定数につきましては、小学校の教諭等の数は一学級当たり一人以上、中学校においては一学級当たり教諭二人を置くこととしていたところ、現在では、先ほど申し上げた小学校の設置基準及び中学校設置基準において、小学校、中学校共に一学級当たり一人以上とされているところでございます。

その上で、現状でございますけれども、国立の小中学校については各国立大学法人の教育研究方針に沿って、私立の小中学校についてはそれぞれ各学校法人の教育方針に沿って運営が行われているものと承知しております。

以上です。

○馳委員 今回、公立小学校については、二年生から五年間かけて三十五人に引き下げるようになります。昭和三十三年の立法時から今回の引下げまで、一学級の定数は何年ごとに引き下げられてきたのか、七次にわたる計画の概要をお答えください。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

学級編制の標準については、昭和三十三年の義務標準法の制定を踏まえまして、昭和三十四年度に始まりました第一次の教職員定数改善計画により五十人学級を実現し、以降、昭和三十九年にスタートをした第二次改善計画で四十五人学級、少し空きますが、昭和五十五年の第五次改善計画で四十人学級に引き下げることにより、教育条件の改善を図ってまいりました。この度の法改正により、小学校における三十五人学級を実現していただきますと、四十一年ぶりということになります。

また、これまでの改善計画の概要の中に関連しては、第三次の計画、これは昭和四十四年にスタートしたものでございますが、また、昭和四十九年にスタートした第四次の改善計画では、いわゆる複式学級の学級編制の標準の引下げなどを行っているところでございます。

加えまして、平成五年スタートの第六次改善計画及び平成十三年スタートの第七次改善計画におきましては、チームティーチングや少人数指導を実施するための、いわゆる加配定数を改善することにより、きめ細かな指導が可能となるよう措置を講じてきているところでございます。

以上です。

○馳委員 これまでの定数引下げの歴史を振り返り、少人数学級を実現してきた背景に、それぞれどのような立法事実があったのでしょうか。教育効果を高めるための数値評価の尺度はあったのでしょうか。いわゆるエビデンスはあったのかという趣旨で質問をいたします。

○瀧本政府参考人 お答えを申し上げます。

今回を除きますと、これまで二度にわたり学級編制の標準を一律に引き下げましたが、その教育効果については、その時々様々な研究や調査を参考にしていただいたものと承知しております。

具体的には、昭和三十三年の義務標準法の改正により、翌三十四年度から原則五十人以下の学級が計画的に進められ、いわゆるすし詰め学級が解消されていったわけでございますけれども、これを基盤として、教育効果のより一層の向上を目指し、昭和三十八年に学級編制の標準を五十人から四十五人に引き下げたわけでございます。

この際には、当時の研究の中で、当時の学力調査の結果として、まだ五十人とか五十人を超えるような学級はあったわけですが、都市部ではそれを下回る四十五人から四十六人前後の学級において、また農村部では四十人前後の学級の学力調査の平均点が最も高いというデータがございました。あるいは、適切な指導が可能な学級規模について、これは教員に対する調査でございま

すけれども、教員の調査の結果としては、やはり三十人から四十人が適切な調査結果をエビデンスの一つとしていたものと承知をしております。

さらに、児童生徒一人一人の能力と適性に応じた教育の実現を目指し、今から約四十年前の昭和五十五年に当時の四十五人学級を四十人に改善をした、引き下げた当時におきましては、大学等におきます研究事例として、少人数学級の方が、児童生徒の授業への集中力あるいは学習成果が高いこと、学級の連帯感が強いこと、当然ではございますが、きめ細かな指導が可能となるなどの、こうした結果をエビデンスの一つとしていたものと承知をしているところでございます。

すけれども、教員の調査の結果としては、やはり三十人から四十人が適切な調査結果をエビデンスの一つとしていたものと承知をしております。

考慮し、必要数を国へ申請をすることとしております。

したがって、便宜的に県の教育委員会とまとめて言わせていただくとすると、まず、県教委から出てきた申請を踏まえて、国は予算の範囲内で措置をしているわけですが、その後、県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会の御要望あるいは意見、実情等も踏まえながら、県に配当された加配定数を含めて、個々の学校への教職員の配置が行われるものと承知しております。

これは、経過を少し飛ばしてしまいましたが、多くの県では、県教育委員会の組織の一部として、いわゆる出先ですが、教育事務所というのがあります。教育事務所が、その管内の市町村と日頃から様々な、地域の教育事情とか、特定の学校で生徒指導上かなり困難な問題が起きていることとかを把握をしておりますので、県教委に示された加配定数を県教委で教育事務所ごとに振り分けた上で、その域内の市町村教育委員会から元々希望が上がつている数と調整をしながら、相談をしながら決めていくということになります。

最終的にどの学校でというのは、県の方としての意向もありますけれども、当然ながら小中学校の設置者である市町村教育委員会の御意向もございまして、そういう意味では、国から県教委、実質的には県の教育事務所、市町村教委、学校と、五段階といえますが、丁寧な、地域の状況を把握している場において、申請が上ってきた先とよく相談をしながら、当然ながら学校は、市町村の教育委員会に対して、うちにはやはりどうしても不登校指導対応の、地域の状況からして非常に多いから、加配定数が欲しいという希望を上げたりしますけれども、そういったものも勘案しながら、市町村教育委員会は市町村教育委員会内で域内のいろんな学校の状況を見極めながら希望申請を上げ、協議をしながら定まってくるというのが現実の調整過程だろうと思っております。

○馳委員 私の質問の趣旨は、数値評価の尺度はあったのかと聞いていたのであつて、あえて言えば学力調査の結果が数値の尺度かなと思ひますが、教師のアンケートでは、適切な指導にふさわしいという表現で、余りにも、財政当局とやり取りをするには曖昧な、根拠の弱い研究調査の結果ではないかと思ひますが、その点は、どうでしょう、当時、財政審などから指摘はなかったのか、もし御存じなら、瀧本局長、お答えください。

○馳委員 私のでき、加配定数が国家予算として決まった後、学校現場にどのようなシステムで教師が配置されるのでしょうか。

最終的にどの学校でというのは、県の方としての意向もありますけれども、当然ながら小中学校の設置者である市町村教育委員会の御意向もございまして、そういう意味では、国から県教委、実質的には県の教育事務所、市町村教委、学校と、五段階といえますが、丁寧な、地域の状況を把握している場において、申請が上ってきた先とよく相談をしながら、当然ながら学校は、市町村の教育委員会に対して、うちにはやはりどうしても不登校指導対応の、地域の状況からして非常に多いから、加配定数が欲しいという希望を上げたりしますけれども、そういったものも勘案しながら、市町村教育委員会は市町村教育委員会内で域内のいろんな学校の状況を見極めながら希望申請を上げ、協議をしながら定まってくるというのが現実の調整過程だろうと思っております。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

最終的にどの学校でというのは、県の方としての意向もありますけれども、当然ながら小中学校の設置者である市町村教育委員会の御意向もございまして、そういう意味では、国から県教委、実質的には県の教育事務所、市町村教委、学校と、五段階といえますが、丁寧な、地域の状況を把握している場において、申請が上ってきた先とよく相談をしながら、当然ながら学校は、市町村の教育委員会に対して、うちにはやはりどうしても不登校指導対応の、地域の状況からして非常に多いから、加配定数が欲しいという希望を上げたりしますけれども、そういったものも勘案しながら、市町村教育委員会は市町村教育委員会内で域内のいろんな学校の状況を見極めながら希望申請を上げ、協議をしながら定まってくるというのが現実の調整過程だろうと思っております。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

最終的にどの学校でというのは、県の方としての意向もありますけれども、当然ながら小中学校の設置者である市町村教育委員会の御意向もございまして、そういう意味では、国から県教委、実質的には県の教育事務所、市町村教委、学校と、五段階といえますが、丁寧な、地域の状況を把握している場において、申請が上ってきた先とよく相談をしながら、当然ながら学校は、市町村の教育委員会に対して、うちにはやはりどうしても不登校指導対応の、地域の状況からして非常に多いから、加配定数が欲しいという希望を上げたりしますけれども、そういったものも勘案しながら、市町村教育委員会は市町村教育委員会内で域内のいろんな学校の状況を見極めながら希望申請を上げ、協議をしながら定まってくるというのが現実の調整過程だろうと思っております。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

最終的にどの学校でというのは、県の方としての意向もありますけれども、当然ながら小中学校の設置者である市町村教育委員会の御意向もございまして、そういう意味では、国から県教委、実質的には県の教育事務所、市町村教委、学校と、五段階といえますが、丁寧な、地域の状況を把握している場において、申請が上ってきた先とよく相談をしながら、当然ながら学校は、市町村の教育委員会に対して、うちにはやはりどうしても不登校指導対応の、地域の状況からして非常に多いから、加配定数が欲しいという希望を上げたりしますけれども、そういったものも勘案しながら、市町村教育委員会は市町村教育委員会内で域内のいろんな学校の状況を見極めながら希望申請を上げ、協議をしながら定まってくるというのが現実の調整過程だろうと思っております。

○馳委員 今の瀧本さんの答弁では、国から四十
七都道府県に何人、これは不登校、これは外国人
児童生徒支援、これは特別学級とかという、そこ
の説明が抜け落ちていっているんですね。

文部科学省のどの局、どの課が都道府県にこの
加配の定数の割り振りを決めるのか。まさか瀧本
局長が鉛筆なめて、牧さんのことを念頭に置いて、愛知県にはちよつと多めにつけようかなとか
とすることは無いと思いますけれども、文科省で
予算を決めた後、都道府県にどう割り振られてい
るのかという答弁がちよつと抜け落ちていました
ので、これはどうなっているんでしょうか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

文科省は、各都道府県教育委員会、それから、
正しく言えば指定都市の教育委員会からまずどう
いう申請が上がってくるかということとは根拠の一
つになります。

当然ながら、その域内に学校数や児童生徒数が
どれだけの数かということ、我々基礎データとし
て取っておりますので、そうしたものを勘案し
つつ、その具体の申請、申請をしてくる側は、現
在の義務教育費の国庫負担金制度は三分の一の負
担でございますので、当然ながら、その裏の三分
の二の件費を用意することになります。地方財
政措置がされているとはいえ、これは各都道府県
においては財政部局と教育委員会部局のせめぎ合
いになりますので、そこで、県下の教育の今の状
況を踏まえてこれだけ欲しいといつても、財政と
の折衝の結果、十分な申請ができないというこ
ろもございます。

私どもとしては、それぞれの都道府県や指定都
市教育委員会の児童生徒数や学級数などを重要な
参考資料として、その申請も踏まえて配分をさ
せていただいている。基本的には、初等中等教育
局の担当課である財務課において、原案を作成し、
決裁を上げていくという手続で、適正にやらせて
いただいているところでございます。

○馳委員 千葉県の教育長も務められた瀧本さん
ならではの非常に分かりやすい説明でありまし

た。

私は、加配教員を守るという立場で、今そうい
う趣旨で質問させていただいておりますが、文科
省と各都道府県、そして都道府県教委と各教育事
務所を通じた市町村の現場、そして学校現場、こ
の辺のコミュニケーションができるだけよく分か
るようにはやはり説明していただきたい、という
ふうに思っています。

次に、今回の法改正では、五年間かけて公立小
学校の一学級を全て三十五人学級にすることが大
きな目標ですが、加配定数を活用して基礎定数に
振り替えるのではないかとこの疑念があります。こ
れは本当ですか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

一部は本当でございますが、今ちよつとお答え
をさせていただきます。

安全、安心な教育環境とICT等の活用による
新たな学びを実現するため、今般、義務教育法の
改正をお願いをし、小学校について、学級編製の
標準を五年かけて三十五人に引き下げ、必要とな
る教職員定数の計画的な改善を図ることとしてい
るわけでございます。

これに応じて、現在、自治体独自の少人数学
級、これは、国は四十人学級ですが、ある県で
は、例えば小学校の三年生、四年生も三十五人
以下にするとか、あるいは、ある県では原則三十
人まで目指してやっている。

そのときに、国の加配教員と、それから当該都
道府県等の自治体の負担によりまして増やした先
生と併せてその独自の少人数学級が実現されてい
るわけですが、そうした自治体独自の少人数学級
を実施するために措置されている国の加配定数に
ついては、その三十五人のところまでの分につい
ては、今回、法律改正を通していただければ、五
年計画で基礎定数に、加配定数が基礎定数に振り
替わっていくわけですので、こういった、加配定
数の一部を含む合理化減を活用していくというこ
とは、現場の混乱、負担が生じないように使わせ
ていただく部分というのは当然あるという意味

で、一部は本当であると申し上げたわけですが。

一方で、加配定数の代表といましようか、
様々な指導方法の工夫改善であったり、いじめや
不登校などの対応であったり、あるいは、現時点
では過渡期ですが、通級など特別支援のための加
配であったり、そういう個々の教育課題に応じた
加配定数を含めて、必要な教職員定数については
引き続き確保してまいりたいと考えております。

○馳委員 次の質問をしますが、これまで都道府
県独自で少人数学級に取り組んでいた都道府県の
財源の負担を今回で置き換えるという意味での振
替というなら分かります。

ただ、本当に懸念しているのは、本当に今、頑
張って確保してきた加配定数が、財政上の当局の
指示で基礎定数に振り替えられることのないよう
に、ここはやはりチェックした方がいいと思いま
す。

そこで、知事会などの地方自治体や総務省を巻
き込んで、文科省として主体的に加配定数を守
り、個別最適な学びと協働的な学びを実現するべ
きではないでしょうか。できれば、地方自治体と
総務省と文科省で関係者の協議会をつくり、加配
定数の意義を再確認し、よりきめ細やかな少人数
教育を実現すべきではないかと思いますが、いか
がでしょうか。

○秋生田国務大臣 今回の小学校における学級編
製の標準の引下げを計画的に進めるに当たって
は、附則第三条の検討規定も踏まえ、地方自治体
と連携した協議の場を設置し、定期的に検証を行
うこととしております。

今先生、加配、今までの経緯を含めて御心配い
ただいて、大臣経験もありますから、これはもし
かしら加配を深掘りされて、三十五人はちよ
ち取ったけれども、どんどんどんどん現場が苦し
くなるんじゃないかということをお心配していただ
いているんだと思います。

これは、全く心配ないですと私も胸を張れる状
況じゃなくて、ここは一回、その三十五人を義務
標準法できちんと決める、すなわち正規の人数を

担保する代わりに、加配の在り方については、正
しく使われている自治体が圧倒的なんですけれど
も、必ずしもそうじゃない実態も財務省からは指
摘を受けました。ならば、そこは、必要な加配教
員は当然確保していくことが前提でありますけれ
ども、一回、三十五人という新しいルールになる
以上は、一度線を引いて、お互いに襟を正してい
こうじゃないかということをお約束をさせていただ
きました。

それは、財務省と文科省がやることではなく
て、やはり現場を抱えている地方自治体の皆さん
としっかりとテーブルを囲んで、お互いにきちんと
した共有の意思確認をしていくことが必要であり
ますので、御指摘の協議の場というものは設置を
させていただきたいと思っております。

協議の場には、地方団体に参画をいただいて、
計画的な定数改善を進める上で課題となる教職員
定数の適正な管理や、質の高い教員を確保するた
めの取組のほか、外部人材の活用の効果や少人数
学級の効果検証などについて確認を行い、必要に
応じて改善策を検討することとしております。

協議の場の構成員や具体的な検討内容等につ
いては現在調整しているところでありますが、御指
摘をしっかりと踏まえて検討してまいりたいと思
います。

○馳委員 経過措置規定、附則第二条第一項関係
について質問します。

毎年度、政令で定める学年は四十人とするの
ことですが、その政令の内容、詳細について教え
てください。

○瀧本政府参考人 お答えを申し上げます。

小学校の学級編製の標準を三十五人に引き下
げるに当たりまして、仮に小学校の第二学年から第
六学年まで学級編製の標準の引下げを全国的に一
挙に行おうとすると、急激な学級数の増加に伴い
ます教室や教職員の確保が令和三年度当初には間
に合わない地方公共団体が相当数存在することが
想定されます。

過去の教職員の定数改善計画でも同様でござい

ましたけれども、地方公共団体が見通しを持って少人数学級の整備に取り組むことができませんよう、児童の数の推移等を考慮しまして、今回は、小学校の第二学年から段階的に学級編制の標準を三十五人に引き下げることにし、経過措置として四十人とする学年を毎年度、政令で定めることとされています。

具体的には、この法律を通していただいた後の作業ということになりますけれども、内部で準備をしているものを御紹介させていただくとすると、令和三年度にあつては、小学校第一学年と二学年の学級編制の標準を三十五人といたしたいと考えておりますので、経過措置として四十人に据え置くこととする政令で定める学年は第三学年から第六学年ということになり、これを翌年以降、毎年度その学年を一学年ずつ引き上げていく形で、学年進行の三十五人学級化を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○馳委員 文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては四十人とするところありますが、どんな事情が想定されていますか。また、この特別な事情を解消するための方策、つまり予算措置や人事、このことについて質問します。

恐らく教室不足対策や教師の人数確保について対応する必要があると思いますが、文科省は、地方自治体に対して施設整備費や人件費の手当てをするつもりはあるのでしょうか。

○瀧本政府参考人 お答えを申し上げます。

経過措置規定のうちの特別な事情でございますけれども、特別な事情としては、過去に学級編制の標準を計画的に引き下げた際の経過措置も踏まえつつ、学級編制の標準の引下げを適用した場合の学級数が当該学校の保有する普通教室の教室数を超え、その超える分を補うための適切な施設の確保が困難である場合、要は、施設の確保が対応できない、困難である場合を想定をしております。

これは、あくまでやむを得ない場合の措置としてこのような規定を置いているものでございます

が、原則としては三十五人学級を実施できるよう、余裕教室の活用や施設の整備、こうしたことを通じて必要な教室数を確保すべきと考えております。文部科学省としても、地方公共団体の取組を、施設の支援も含めて対応してまいりたいと考えております。

なお、この特別の事情については、あくまで経過措置として、やむを得ない場合に例外的に認めるというものでございますので、所要の施設整備を計画的に進めるなどして、最終年、五年目の令和七年度の当初の段階では、全国全学年の公立小学校で三十五人学級を実現をしていたいただきたいと思っておりますし、その経過において必要な人件費については国庫負担の対象となりますし、必要な学級数の増加に伴います施設の増についても施設整備の負担金等で対応させていただくこととなります。

以上です。

○馳委員 附則第三条関係の、その他検討規定について質問します。

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響について実証的な研究を行うとのことですが、その具体的な項目内容やタイムスケジュールについて教えてください。とりわけ、教育水準の維持向上に必要な指標の定め方がポイントではないかと思いますが、教えてください。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

少人数学級は、特定の教科等の授業といった学習集団のみならず、生活集団も少人数化するものでございます。また、地方公共団体や有識者の方々のお声を伺う中で、学習面のみならず、生徒指導や保護者対応等においてもきめ細かな対応がしやすくなり、学校教育活動の充実につながるものと考えております。

このため、今回の学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響については、その効果を、生徒指導や保護者対応等の面を含め、多面的に検証することができるよう、地方公共団体と連携し、

実証研究を進めまるとともに、国と地方が連携した協議の場等を通じた検討を進めてまいりたいと思います。

具体的な研究内容あるいはスケジュール等についても速やかに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○馳委員 私、ここでもうしても一点申し上げておきたいことがあつてこの質問をしたんですが、じゃ、これまで十三年間かけてやってきた全国学力テスト、学習状況調査、悉皆調査は何のためにやってきたのかということだと思ひます。

あのデータを活用すれば、経年の、そして一人一人の小学校六年生と中学校三年生のときの、そして地域ごとの、また、どのクラスを誰が教えていたかまで含めれば、膨大なデータを分析すれば、今、瀧本局長がおっしゃったような、教育効果などの程度上がったのか、上がっていないのか、どのように指導方法を工夫した方がいいのか、こういったデータが出てくるはずなんです。が、今まで、そういう全国学力テスト、学習状況評価のデータを活用していないんじゃないかとこのうがった見方をしてしまうんですが。

そのことも含めて、今後の、三十五人学級になつてからの評価も必要だと思いますが、併せてすべき、そして教育内容の充実を活用していくべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○瀧本政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘の全国学力・学習状況調査のデータにつきましては、広くデータを公開し、様々な研究者に活用していただいております。

今回の標準の引下げの議論の中におきまして、これまでの学力・学習状況調査の結果として、例えば、学力面ではというところでは、比較的、社会的経済的背景の厳しいような地域の学校などにおいては学力面でも向上、小さい規模の学級の方が成績がよいと学力面での効果についても確認がされておりますし、また、そればかりでなく、やはり大学級よりは小規模の方が、

子供たちが授業の中で発言をしたり、先生の指名を受けたりと活躍する場面が増えてまいりますので、子供たちの学習意欲であつたり、学習に対する態度であつたり、様々な非認知的な面での成果であつたりというところがデータのにもプラスになつているということも確認をされております。今回、引下げをさせていただく中の議論においては、私どもとしても、そうしたデータも活用させていただいたわけでございします。

今後も、この学力・学習状況調査のデータについては、引き続き分析をして、更なる今後に向けた取組に生かしていけたらと思っております。こうした定量的なデータに加えて、やはり定性的なものも含めて、幅広く調査分析を行う必要もあると思ひているところでございします。

いづれにしても、今回、制度改正を認めたいただいた後の検証については多面的な検証を進めさせていただきたいと思ひておりまして、専門家の御知見、あるいは、特に地方自治体の御意見も十分伺いながら、新たな指標の開発も含めまして、具体的設計を進めさせていただきたいと考えております。

○馳委員 誰が教えたクラスの点数がどうだったかということ、データから読み取れるのではないかと思ふんですね。萩生田先生が教えたクラス、馳先生が教えたクラス、菊田先生が教えたクラス、同じ教科書で同じように教えていても違うんですね。あるいは、今年馳先生が教えたけれども、人事異動でほかの学校に行つて、じゃ、同じような、小学校六年生の算数を教えたとしても、これもやはり微妙な結果が出てくるはずなんです。

私は、学力テスト、学習状況評価、これを悉皆でやることの意味はそこだと思つて賛成してきたんですが、今の瀧本局長の答弁では、ちよつとそこが、データの活用度合いが甘いかな。

私は、駄目教師を排除しようとは全く思ひません、私も駄目教師でしたから。そうじゃなく、あなたの授業を受けた生徒の結果はこういう

しまして、政府部内でも相談して、重ねてまいりましたけれども、御案内のように、無期限に免許状を授与しないことにつきましては、現行法制上、刑の執行後十年で刑が消滅するということの均衡上の課題がございまして、今通常国会の法案の提出については、引き続きの検討でございまして、至らなかつたところでございます。

一方、一定の場合に免許状を再交付しない、失効した者に再交付するかどうかについての裁量権を付与することについては、法制上の一般論としては排除されるものではないというふうに理解しておりますけれども、その場合、立法も含めまして、具体的な制度設計に当たりましては、授与権者による裁量権の濫用に当たらないか、さらには他の制度との均衡の合理性、さらにはこれを運用する場合の実効性の確保などを総合的に勘案して、一般論でございしますが、判断する必要があるんじゃないかと認識しております。

それから、採用につきましてでございますが、教員採用につきましては、一般に、教育委員会等の各採用権者の権限と責任の下で各採用権者に裁量が認められているものでございまして、有効な免許状を授与されていることを前提に、適切に実施されているというように理解しております。

その上で、教員採用に当たりましては、文部科学省が各採用権者に提供しております官報情報検索ツールから得られた懲戒免職処分歴等を含みます過去の免許状の失効情報等も踏まえつつ、採用権者として適切に判断いただくようお願いしているところでございますし、そういう取組を自治体の方で考えていただいていると思います。

なお、今般、本ツールの検索可能期間を直近の四十年間に大幅にしたところでございますし、さらには、新たな省令改正を行いまして、懲戒免職の事由、すなわち、児童生徒に対するわいせつ行為かどうかということについて判別できるような形の省令改正を予定しております、適切に採用権者に判断いただくように文科省としても支援しておりますし、その旨の取組をしていただけるものと期待しております。

○馳委員 私、今、採用しないという裁量権についてあるかどうかという質問をしたのであつて、今の局長の答弁は、お願いベースなんですね。私の質問とは微妙にずれているんですよ。そこで、お聞きしますが、弁護士や医師などで、違法行為をして免許を取り上げられた者が、刑の執行終了後に再度免許、資格を取得しようとしても免許授与権者から再交付しないという裁量権を行使される職種というのはありますか。

○義本政府参考人 お答えいたします。先ほどの答弁で国の関係について申し上げましたけれども、免許授与につきましては、実施事務としまして、免許管理者、すなわち各都道府県の教育委員会に権限がありますので、その内容についてお話しさせていただきます。国としては、その裁量権が適切に行使いただけるような形でのツール等についての支援策について御紹介したところでございます。

それから、ほかの職種等についてあるかどうかについてのお尋ねでございしますが、他の職種全について詳細に把握しているものではないと思いますが、例えば、医師の場合は、医師法の第七条の第二項によりまして、免許の取消処分を受けた者であっても、その者が取消しの理由となつた事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができないというふうな規定の例は承知しております。

○馳委員 だから、医師法では、与えることができるんでしょ。ということは、与えないこともできるかと読めると解釈していいですね。

○義本政府参考人 これもあくまで一般論でございしますが、裁量権をどういうふうな形で立法するかにあつては、それぞれの立法技術あるいは立法権者の考え方だと思ひますけれども、いづれにしても、裁量の場合につきましては、それが適切に行使されるようないろいろな考慮という

ことについては必要だと認識しております。○馳委員 私が質問したのは、医師法においては再発行をできるというふうな表現をされましたから、できない裁量権もあるんですよ、こういう質問をしたんですよ。そこがちょっと、今、答弁、よく分からなかつたですよ。三谷さん、分かつた、あなた。あなた、弁護士でしょう。私にも分かるように答弁してください。

○義本政府参考人 説明が十分でなくて大変失礼いたしました。医師法については、先生御指摘のとおり、再免許を与えることができるというふうな規定がありますけれども、今先生お尋ねのように、再交付をしないというふうなことにあつて立法できるかどうかについては、これは、立法の可能性としては排除されるものではないと思ひます。

ただし、先ほど申し上げましたように、その制度設計に当たりましては、その権限についての、裁量権の濫用にならないかと、あるいはその運用の実効性をどう確保するかについての総合的な御議論が必要だと思ひます。

ただし、あるかどうかについての話とすれば、与えないというふうなことにあつて一定の条件下に考えるというふうなことは排除されるものではないと理解しております。

○馳委員 何か私を混乱させようとする答弁をしているんじゃないんですか。だから、医師法については、与えないという裁量権もあるということではないんじゃないんですか。私は別に新たな立法の話をしていないんじゃないんです。医師法ではどうですかと聞いていますんだから。もう一回、義本さん、お願いします。

○義本政府参考人 失礼いたしました。医師法は所管しておりませんので有権解釈がありませんけれども、一般論として申し上げれば、その効果としまして、今申し上げました事情に至つた場合については再免許を与えることができると思ひますので、その条件を満たすことが

ない場合については再免許をしないということもできるというふうな理解しております。

○馳委員 最初からそれを言えはいいのに。大臣、質問の十五に戻ります、済みません。義務教育は、小学校六年間、中学校三年間が対象です。

検討規定を今回あえて設定したということは、中学校における三十五人学級を令和八年度から実現するという決意の表れであると受け止めてよろしいですか。

○萩生田国務大臣 一人一人に応じたきめ細かな指導は、小学校のみならず、中学校においてもその必要性に変わりはないと認識しております。今回の学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、学力の育成その他教育活動に与える影響や外部人材の活用効果について実証的な研究を行うとともに、質の高い教師を確保するために教員免許制度等の在り方について検討を行つていくこととしており、これらの検討等を行つた上で、その結果を踏まえ、中学校も含め学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めてまいりますが、ここに決意が込められているのかと言われると、今からそういう決意を外へ出していくことが本当にいかかどうかというのは、これはもう先生たちとよく考えていきたいと思ひます。

今回、皆さんからねぎらいの言葉をいただくんですけれども、これはもう本当に長い間、教育を大事に思つていただいている与野党の先生方が、やはり少人数大事だよねということ、この中にも、中川先生、また馳先生もそうですし、柴山先生も大臣を経験されました。皆さんが隣の岩盤を少しずつ削つて削つていただいて、最後、いよいよ私が、これだつたら穴が空けられると思つて、どおん行ったわけですよ。

本当は、三十、三十と、二つ穴を空けようと思つたんですけれども、三十五の小さな穴が一個しか空かなかつたというのが今回の結末なので、これで闘いは終わりじゃないと思ひます。したがつて、当然、令和八年度以降のことにつ

いて、しっかり検証をしながら、思いというものはしっかり皆さんと一緒に共有をしていきたいと思ひますし、ありがたいことに、先日予算委員会で、菅総理も中学校における少人数の必要性についてははっきり明言をされましたので、その方向をしっかりと大事に担保しながら前に進んでいきたい、こう思っております。

○馳委員 もう最後の質問にします。

本日は次に、今回の法改正に満足しているかと聞こうと思つたんですが、満足していないという答弁だったと私は受け止めました。

そこで、今後なんです。私は今回の、大臣折衝の判断ですから、政策的には不満ですが、政治的にはやむを得ないと思つています。ただ、この課題を、今更なる説明してきた検討、この検討を踏まえて、五年後に向けた戦略を私たちはしっかりと詰めていく必要があると思つていらっしゃるんですね。

萩生田大臣として、この五年後に向けての課題、これをどういうふうに認識をして、どういふふうに取り組んでいくのか。このことは、恐らく省内の検討チームの皆さんにとってもやはり大きな柱になるものと思われましますので、そのことをお聞きをして、私の質問を終わります。

○萩生田国務大臣 一人一人にに応じたきめ細かな指導は、小学校のみならず、中学校においてもその必要性に変わりはないと認識をしております。

今後五年をかけて小学校三十五人学級の計画的な整備を進める中で、学校の様子というのも今年四月から大きく変わります。一人一台端末が配備をされます。今回、その三十五人学級の議論の中で、コロナ禍にあつてソーシャルディスタンスを

学校で確保するようにという通達を出しましたけれども、六十四平米の部屋で四十人が、どう離れたって一メートル以上離れないわけですよ。したがって、クラスを分けなきゃならないという事態になりました。

今後もうこういった感染症がいつ来るかわからないということを考えると、そういった面からもち

の際に直しの時期に来ているのではないかなということをきつかけにさせていただいたわけですよ。四十人が三十五人変わりますと、小学校で言えば、分りやすく言えば一列なくなりますので、一人一人の机と机の間は大きく変わります。そして、GIGAスクールによって、先生方は今までは黒板の前で授業を行ってきまされたけれども、これからは、教室内を動き回りながら、児童のパソコンやタブレットをのぞき込んで声をかけながら行うような、いわゆるティーチングからコーチングと言われていると思います。新しい授業形態がどんどん出てくると思います。そういったことを

子どもさんたちとしっかり検証させていただいて、やはり少人数は子供たちにとつていいよねということを社会全体で評価していただくことが大事だと思っております。

今更で、数年にわたつて少人数学級、少人数指導を行つてきて、こんな要らないからやめると言つた自治体や学校は一つもないわけですよ。すなわち、少人数の方がいいということは、もう現場の皆さんは分かっていますから、そのことを是非霞が関の皆さんにも分かっていただけのように、しっかりと、一つ一つ検証を積み上げて、皆さんから御理解いただける方向性を目指して、先生方と一緒に頑張つてまいりたい、こう思っております。

○馳委員 萩生田大臣の熱い決意を私も国会の立場からも応援をしていく、このことをお誓い申し上げて、質問を終わります。

○左藤委員長 次に、浮島智子君。

○浮島委員 おはようございます。公明党の浮島智子です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。昨日で、東日本大震災発生から十年がたちました。犠牲になられた方々と御家族の皆様は心から哀悼の意を表させていただきますとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。本日は、内閣提出の公立義務教育諸学校の学級

編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について、質問をさせていただきますと思ひます。

どうか、我が国の子供たち、大切な子供たちの未来、積極的な、意欲的な答弁をお願いしたいと、初めにお願ひをさせていただきますと思ひます。

公明党は、立党以来、何よりも子供の幸福を最優先する社会、チャイルドファーストの考えに立ち、教育条件の整備に全力でこれまで取り組んでまいりました。古くは教科書の無償化から始まり、最近では、二〇一七年の、十六年ぶりの計画的な教職員定数の改善が盛り込まれた義務標準法改正や、今年度からの私立高校の実質無償化など、あくまでも子供たちの目線に立つて政策をリードしてまいりました。

この一年を振り返りますと、これまで当たり前のように機能していた学校が突然休校になる中で、いかに学校が、子供たちや保護者はもちろんのこと、社会全体にとつて大きな役割を果たしているのかということをも多くの国民が実感をしたところでございます。また、学校が、子供たちにとつて学びの場である以上に、人と安心、安全につながることでできる居場所であるということも改めて実感されたところでございます。

このような状況の中で、子供たちのために大変御尽力をいただいている学校の先生方に、二つの観点からしっかりとお支えしなければならぬと思ひ思つております。

まず第一は、学校の学級編制の基準、すなわちクラスサイズの見直しでございます。多様な子供たち一人一人、誰一人を取り残すことなく、誰一人置き去りにすることなく、可能性を最大限に引き出すためには、現在の四十人学級というのは大き過ぎると思われざるを得ません。また、今回の新型コロナウイルスの感染症対策、また、災害時、緊急時において国内外の全ての子供たちの学びを保障することができる環境の整備、これを早急に行うことが必要であります。

このため、義務教育段階において学級編制の標準を引き下げて教職員定数の計画的な改善を図り、新しい時代にふさわしい少人数の学級を実現すべきと考え、これまで公明党としても全力で取り組んでまいりましたところでございます。

また、第二には、GIGAスクール構想など学校のICT化、この確実な推進が必要です。一人一台端末の効果的な活用とともに、学習履歴といったデータの分析、個別最適な学習計画の作成等によりまして、子供たち一人一人に応じたきめの細かい教育、これを推進することが求められています。

中でも、このクラスサイズにつきましては、現場や地域、保護者の声を一つ一つ丁寧にお伺いをして、令和三年度の予算編成において、学校の指導体制をしっかりと確立するために、公明党として、政府に対して、学校の新しい生活様式を踏まえつつ、感染症や、災害時、緊急時においても全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備を早急に行うこと、そのため三十人以下の少人数編制を可能とするなど、感染症対策、ICT活用を含むきめ細やかな指導や心のケアを行うため、国庫負担率の引上げなど、教職員、外部人材等の指導体制の整備を図ることということを強く申入れをさせていただいてきたところでございます。

その結果、昨年の七月十七日閣議決定されました骨太方針二〇二〇において、安全、安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数指導によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備というのが明記されたところでございます。

この骨太二〇二〇を踏まえて、私は、昨年の七月二十二日、本委員会において質問をさせていただきまして、このクラスサイズの引下げについてです。その際、その質問をする十日前の七月十二日の朝日新聞に掲載された二つの教室の写真を御紹介いたしました。一枚は、平塚市立勝原小学校四年二組の六月十七日の分散登校の様子でございまして、十七人が市松模様の配置で座つて、教室には

風が通っていました。もう一枚は、通常登校になった七月二日の様子。これは三十七人が教室にぎっしりで、机と机の間隔は四十二センチしかありませんでした。文科省の衛生管理マニュアルに従って一メートル離すと、机が教室からはみ出してしまふということが報じられておりました。先生方も、人数が少なかったときにはもともと目が届きやすかったのですがというコメントもされて、実感したということでした。これがウィズコロナの状況における四十人学級の実態だと私は思います。

しかし、クラスサイズの見直しは、令和三年の予算編成で最後まで決着がつかず、昨年の十二月十七日、財務大臣そして文科大臣との大臣折衝、その前日までぎりぎりの議論が続いてきました。その結果、霞が関のかいわいでは、正直言って、多くの方々が、これは今回無理だろうというふうな声が上がってきたところも事実でございました。

しかし、この学級編制基準の引下げが、実に四十年ぶりに実現しました。これは、萩生田大臣の国務大臣としての強い意思と粘り強い働きかけがあったからだと私は思っております。

そこで、まず大臣にお伺いをさせていただきたいと思えます。

今回、公明党との連携の中で、大臣の力強いリーダーシップの下、この小学校の学級編制基準が実に四十年ぶりに三十五人へと引き下げられました。大臣の御尽力に心から敬意を表させていただきます。また、本改正案において、大臣の強い思い、そして、今回とても無理と言われていたこの学級編制基準の引下げが実現した背景、そして、中学校のクラスサイズや小学校の高学年の教科担任制などの今後の課題について、大臣の率直なお考えをお聞かせください。

○萩生田国務大臣 ありがとうございます。

ソサエティー五・〇時代の到来や、子供たちの多様化の一層の進展、今般の新型コロナウイルス感染症の発生なども踏まえ、ICT等を活用した

個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、今後どのような状況においても子供たちの学びを保障することが不可欠であり、まさに委員と同じ思いで、これまで全力で取り組んでまいりました。

そうした中で、公明党の皆さんからいただいた少人数学級に関する力強い決議や、地方六団体を始めとする学校現場における少人数学級の効果や必要性の声は、今回の少人数学級の実現に当たり、大きな後押しになりました。

また、少人数学級については、小学校のみならず、中学校においてもその必要性が変わりはないと認識しております。

引き続き、小学校における学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、三十五人学級の効果等を検証し、その結果も踏まえ、学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めてまいりたいと思えます。

さらに、小学校高学年における教科担任制についても、専門的、技術的な検討を進めているところですが、例えば東京などは小学校五年生以上は理科は専科というのは当たり前でありますから、私はもともと全国的に広がっているのかと思いたら、そうでもないんですね、四割程度なんです。こういう中で科学的な知見を持った子供たちを育てるといっても、理科の実験ができない担任の先生から教わる理科で科学者はなかなか出てこないと思えます。

同じように、せっかく今年、オリンピック、パラリンピックが開催されるのに、運動神経の悪い定年間の先生に教わる体育でスポーツの楽しさはなかなか分かってもらえないと思うんです。やはりこれは専科の先生たちをやっていたく必要があつて、私、アスリートのセカンドキャリアでは是非教育現場に来てほしいということを今呼びかけをしています、この免許の在り方についても省内で検討させていただいております。

是非、小学校においての高学年における教科担任制、これにつきましてもしっかりと検討を進めて

まいりたいと思えます。

こうした今後の課題も見据えつつ、文科省としては、GIGAスクール構想による学校によるICTの活用と、その効果を最大化する少人数学級を車の両輪として、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す令和の日本型学校教育の構築に取り組んでまいりたいと思えます。最後に、先生が、今後の課題はというふうにおっしゃいました。

まさに十二月末までずれ込んで、最後、こういう決着を見ることができました。

私は、大臣二年目になりますし、先生と一緒に政務官も経験させていただいて、文科省の職員はすごく優秀で、また、ある意味、ほかの省庁と比べると穏やかな人が多くて、言い換えれば、争いを望まないとはいえますが、全員が生徒会長みたいな、もうこの辺でみんなやめようみたいな感じがあるんですけども、子供たちにとつて必要なことは一歩も引けやしない、これが私は大事な気持ちだと思えますので、職員の皆さんの体質改善も含めて、しっかりと関わる文部科学省というのをつくっていく必要があるのではないかと思っています。

○浮島委員 ありがとうございます。

本当に、穏やかはいいことですが、穏やかだけではできないこともたくさんありますので、しっかりと関わる文科省として、大切なのは、財務省としっかりと連携を取って話し合っていくことも重要でございしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今回の改正法案には、私ども公明党からお願いをして、附則第三条という規定が置かれました。この附則には、これからは、多様な知識や経験を持った質の高い教員が教育を行うことが重要である、今大臣の方からもありましたけれども、教員免許制度の在り方について検討を行うとともに、多様な知識、経験を持った人、ここが必要である、また、クラスサイズの引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な検証をしつかりと行

い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じることが立法府として政府に求めるものでございます。この附則は大変重要だと私は考えております。

全国の小学校には二十二万六千クラスありますけれども、三十六人以上の児童が在籍しているクラスは八％に該当する一万八千クラス。これらの学級がそれぞれ二クラスになると思いますけれども、今後の児童数の急激な減少などもありますので、必要な教職員の改善数は、文科省の試算によれば一万三千五百七十四人となります。

この三十六人以上の児童が在籍している一万八千クラスは、二千六百六十八クラスを擁する東京都を始め、埼玉、愛知、神奈川、大阪、その半分以上を占めますけれども、これらのクラスサイズの引下げで新たに教師の確保が必要となる首都圏、大都市圏では、小学校採用試験の倍率が低下をして、その確保に苦労しています。

したがって、まず教員の確保に当たりましては、多様な知識や経験を持った教育界以外の人材まで土俵を広げて人材を求めなければなりません。

でも、それだけではなくて、百五十年前の最先端だった紙の教科書、教材、黒板と白墨、ノートと鉛筆を最大限に生かした質の高い一斉授業を担ってきたのは、師範学校や地元の国立大学教育学部出身の均質な教師、そして、新卒一括採用、終身雇用、年功序列といった同一性の高い教員集団とそれを支えるシステムでございました。我が国の教育は、この同一性の高いシステムによって、みんなと同じことができる能力の育成に当たって、世界で最もまれな成功を遂げてきたと思えます。

しかし、今、この社会的構造変化の中で、未来社会は、他者と異なることへの意味、そして価値がある時代へと大きく動いていると思えます。また、意見の異なる他者と対話をしたり協働したりすることの意味を実感することが学校教育の重要な役割となっておりまして、ICTなど新しいメ

ディアを活用して、学校が責任を果たすためには、義務標準法改正案の附則が規定するように、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うということが不可欠であります。

現在の教育免許法は、教科及び教職に関する科目というのを、小中高校の免許を取得するに当たって五十九単位取得をすることを求めています。この教員養成課程によれば一定の意味はあると思います。けれども、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うということに当たっては、このコースだけでは私は不十分と思っております。

従来の地元国立大学の教育学部出身者だけではなくて、理数分野の博士号保有者、また、海外で通商業務従事者、スポーツ指導、先ほど大臣も言われておりましたけれども、スポーツができる、スポーツ指導を修めたアスリートなど、あとは、発達障害に関する専門家、ケースワーカー、AIやプログラミング、この専門家など、様々な経験や学びを重ねた人材、この方々が教壇に立つことが必要となっていると私は思います。

教師の働き方も、回転ドア方式で、一定期間に教師をしたり、兼職、兼業や、クロスアポイントメントを生かしつつ教壇に立つたりすることも考えられると思います。

そこで、大臣にお伺いをさせていただきたいと思いますが、今回の改正法案の附則第三条の規定を踏まえまして、私底する小学校教員の確保とともに、様々な経験や学びを重ねた人材、この方々が教壇に立つようにできるようにするためには、教員免許法の抜本的な見直し、そして、教員の兼職、兼業、クロスアポイントメントなどの勤務の在り方の改善を一体的に行う必要があると思えます。

先日、中央教育審議会の第十一期の委員が任命されたと同っており、本日にも第十一期の初回となる総会が開催されると伺っているところでございますけれども、当座の人材の確保だけではなく、社会構造的な変化に対応するために、教員免

許法の抜本改革について、どのような内容をいかなる段階取り、手順で行っていくとされているのか、考えや決意をお聞かせいただきたいと思います。

○萩生田国務大臣 ソサエティー五・〇時代等の到来により社会の在り方が劇的に変化の中で、個別最適な学びや協働的な学びの実現により、全ての子供たちの可能性を引き出す令和の日本型学校教育を実現していかなければなりません。

こうした教育が実現できるかどうかは教師の資質、能力に懸かっていることから、先生御指摘のとおり、教師の養成、採用、免許制度も含めた方策を通じて、多様な人材の教育界内外からの確保や、教師の資質、能力の向上により質の高い教職員集団を実現する必要があると考えております。

今後、中央教育審議会において、令和の日本型学校教育を担う新たな教師像と教師に求められる資質、能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構成するための具体的な方策、これらの検討を踏まえた教職課程、教員免許の在り方等について順次議論していただく必要があると考えております。

一律でなくてもいいのではないかと先生方の御指摘、私もごもっともでありまして、例えばなんですけれども、来年度、将来中学校等々で英語の教員を目指す学生さんに、外務省と連携して、日本語パートナーズという制度があるんですけれども、英語圏の学校に行っていたら、是非、日本語を現地の子供たちに教えていただく、そういう体験学習をしていただく予定です。同時に、英語圏ですから、ネイティブな英語を自分自身も生活の中で身につけて帰ってきてもらって、そして将来、教員として教壇に立つていただく、そういうしますと、学校にもよるんですけれども、四年じゃなくて、一年留年といいますが、そういうことになる可能性もあるんですけれども、慌てて学校を卒業して直ちに教壇に立つよりも、こういう経験を踏んだ上で学校に入っていた方がいい子供たちのためにもなると思うので、このモデ

ルケースをしつかり検証しながら、そういった一つ一つの教科にどういった先生がいたらいいかということも、この際、しっかりと見極めていきたいと思っております。

中教審での議論も踏まえ、教師が再び子供たちの憧れの職業となるように、教師の養成、採用、免許等の在り方についても、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行ってまいりたいと思っております。

○浮島委員 是非とも、モデルケースを検証して進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本改正法案の附則の第三条には、クラスの引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な検証が規定されておまして、これも本当に大事な規定であると思っております。

これまで財務省主計局は、最近の新しいデータを使った研究ほど、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い、他方、社会経済的背景が低い学校の生徒には有意な学級規模効果が確認されたとする研究結果も存在していることを説明をされてきたところでございます。

でも、問題はとても複雑だと私は思います。まず、教育の成果には、客観テストで測ることができる、先ほどもおっしゃっていた学力テスト、これだけではなくて、レポートやプレゼンなどに對するパフォーマンス評価で測ることができると、これら教育成果に影響を及ぼす要因も、学習者の要因、家庭要因、学校要因、教師の要因、指導方法の要因、これらが複雑に私ばかりか合っていると思えます。クラスサイズは学校要因の一つですから、クラスサイズだけが教育成果に大きな効果を及ぼすということはないということも、そのとおりかもしれません。しかし、どう考えても、四十人というクラスは私は大きいと思います。

これを引き続き下げるといえるのは、我々立法府の意思で、また、今回の小学校については、この改正法案と令和三年度予算案が成立すれば三十五人学級が実現しますが、公明党といたしましては、これで終わりではなくて、中学校を含めた更なるクラスサイズの引下げが必要だと考えております。

そして、このクラスサイズの引下げ全てが子供の学びと生活にプラスの効果に及ぼすようにするために、教員免許法の抜本改正による多様な知識や経験を持った多様な人材の登用、GIGAスクール構想による教育のICT化をどう組み合わせるのかということが最も効果的なことだと思っております。その実証研究の活用をしつかりと考えるべきだと思っております。

具体的には、多様な質の高い教員の集団と学校のICT化によりまして、福祉部局や放課後、デイサービスなどと連携をしつかりと深めて、貧困や孤立などの課題を乗り越えて、誰一人取り残さない、誰一人置き去りにしないということを実現すること、これが極めて重要だと思っております。

そこで、改正法案附則第三条に定めます実証的な検証は、様々な要因が複雑に関わり合っているこの教育において、クラスサイズだけでは教育成果に大きな結果を及ぼしていないという当たり前の結論を出し、今後のクラスサイズの引下げの妨げになるようなものであつてはならないと私は思っております。

埼玉県等の学力の調査のように、子供たちの学力や非認知能力がいかに変化してきたかを把握した上で、クラスサイズの引下げなどをどのように、教員の集団や、多様な知識や経験を持った人材を最大限に活用するものではなくてはならないと思っております。

エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、これは大事ですけれども、我々立法府がエビデンスという数字に振り回されるのではなくて、これは、立法府が意思を持って実現しようとする

政策が最も効果的に実現するようにエビデンスを使うことにほかならないと思っておりますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 少人数学級の教育効果については様々な研究事例がありますが、学習意欲、態度や、社会的経済的背景の厳しい子供が多い学校における学力面に一定の効果があるとの研究成果もあると承知しています。

また、少人数学級は、特定の教科等の授業といった学習集団のみならず、生活集団も少人数化するものであり、学習面のみならず、生徒指導や保護者対応等においてもきめ細かな対応がしやすくなり、学校教育活動の充実につながるものと考えております。

先生、いろいろな例示を示していただいて、私は全くそのとおりだと思います。例えば、授業時間内に、質問の回数は、当然、児童が減ればチャンスは増えるわけですから、今まで一回も当てられることがなかった子供が一度手を挙げることができたり、二度指名をされることができたりして、そういう意味では教育の中身が変わっていくと思うんですね。

したがって、私も心配していますのは、成績だけで外形的な評価をして、効果があつたじゃないか、なかつたじゃないかと議論にくみされるのは極めて学校現場を知らない人たちの意見だと私は思っていますので、さつき、すごく細かいことも申し上げましたけれども、トータルで子供たちのためになっているかどうか、子供たちが笑顔が増えていくかどうか、こういうことも含めて大きな視点から評価をしていただくことが大事だと思います。

この結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方をしっかりと検討してまいりたいと思います。

○浮島委員 是非、今大臣おっしゃった、トータルでというところでよろしくお願い申し上げます。

そこで、財務省にも今日お越しいただいている

ので、財務省にもお伺いしたいと思います。

本改正案に定める小学校の三十五人学級の実現のために新たに必要となる教職員定数は一万三千五百七十四人、それで、財政均衡に責任を負う財務省の主計局としては、その財源は加配定数の振替で措置をして、結果的に教職員定数を増やさないようにしたいと思っているのかもしれない。しかし、そんな数字のつけ替えで、我々大人は子供たちの学びや生活に責任を果たしているとは言えません。

ここ数年、小中学校の数は減少期に入ります。十年後には、単純に計算すれば五万人以上の教職員定数減との試算もあります。逆に言えば、今は、クラスサイズの引下げ、子供たちの教育条件を我々立法府の意思で改善する最大のチャンスだと私は思っております。

財務省には、文科省には、教育の質を改善するための戦略があるのか、ただ単に、ひたすら教職員定数を改善してくれとしか言わないのではないのかという思いや不満があるのかもしれない。しかし、大臣も御答弁いろいろありましたけれども、文科省も、教員免許制度の抜本改革や学校のICT化など、教育の質の向上をさせるための施策を積極的に進め、クラスサイズの引下げを生ぎ金にしようとしています。私どもも、このことはしっかりと支えていきたいと思っております。

また、大蔵省と文部省の関係をもときますと、七十七年前、現在の日本学生支援機構の前身の大日本育英会を創設したのは、当時の大蔵省主計局の文科省の担当主査であった大平正芳さんでございいます。五十七年前、国立大学を支えるための国立学校特別会計を生み出したのは文部省担当主計官だった相沢英之さんであるなど、節目節目で大蔵省と文部省が協働して、子供たちのため、若者のため、未来のための投資を行ってきた。

そこで、財務省主計局の青木次長にお伺いしたいと思いますが、予算編成過程におけるこの三十五人学級の実現については、青木次長を始め

め財務省の皆さんには本当に大変御苦労をおかけしたと思っております。この投資が本当に生き金になるのかどうか、文科省に対する思いや不満もあるかもしれませんが、文科省は本気で

なので、この新しい、新たに必要となる一万三千五百七十四人の加配定数を振替で措置するなどと言わずに、クラスの引下げに伴う定数増という新たな投資が確実に教育の質の向上につながるよう、文科省と一緒に知恵を出して、子供たちを育み、未来社会を創造する学校教育の実現に向けて、是非、協働、共に働いていただきたいと思っております。財務省の思いをお伺いさせていただきます。

○青木政府参考人 お答えします。温かい言葉をいただきまして、本当に感謝しております。

子供たちのために学校教育をよりよくしていくということについては、我々財務省も全く同じ思いでございいます。同時に、やはり、子供たちが将来巨額の財政負担を負うことのないように、限られた財源を効果的、効率的に活用していくという視点も、我々財政当局でございいますので、大変重要な視点だというふうに考えております。

今回の三十五人学級の検討過程におきましては、こうした二つの観点から、先ほど委員も御指摘をされておりました、教員の質の確保の重要性でございいますとか、また、効果検証とエビデンスに基づく政策立案の必要性、さらには、外部人材の活用、教職員の適正な配置を図っていく等々につきまして指摘をさせていただいて、しっかりと最後の最後まで、ぎりぎりまで御議論をさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げたとおり、子供たちのためにという思いは財務省も文科省も変わるところはないというふうに考えておまして、引き続き、しっかりと文科省と丁寧な議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○浮島委員 なかなかパンチの利く答弁は聞けま

せんでしたけれども、是非、今次長おっしゃった、子供たちのために、そこが重要だと思っておりますので、しっかりと子供たちのためによろしく願っています。

もう時間も少なくなってきましたので、最後に一問、先ほど委員からもありました、わいせつ教員について質問させていただきたいと思っております。

学校というのは子供たちが安全、安心に学べる場であるべきという方が、なくてはなりません。子供たちは教師を信頼しています。その教師から本当にわいせつな行為を受けた子供というのは、一生ダメージを受けてしまいます。私のところにもたくさん、いろんな現場の声をいただいておりますけれども、私はこんな教員は断じて許すことができません。

子供たちを守るのは私たちの責務です。しかし、昨年の十二月二十五日、今国会への免許法改正の提出は断念されました。改めて、本心に遺憾で、ぎんきに堪えないというのが率直の気持ちでございいます。

そんな中、自民党と公明党で、与党政策責任者会議の決定を経まして、わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチームというのを立ち上げました。自民党からは馳座長、公明党から私が座長として、共同の座長で立ち上げさせていただき、三月一日から議論を始めまして、様々な方から現場の声もいただいているところでもございいます。

しかし、今回、十二月二十五日、今国会への免許法の提出を断念すると言った大臣も、教員免許法改正の提案を断念する表明で、諦めたわけではないということをおっしゃっております。

しかし、この取組は続けるといっても、この問題はまさに喫緊の課題で、すぐにやらなければなりません。先ほどの議論を聞いていてもそうだけれども、医師法の話もございました。ただ、授与権者、これが判断するということは私は極めて重要であるとともに、様々なものを調べても、教員免許だけなんですね、再交付が何もなく三年

たってもらえるという。しっかりとやはり授与権者が判断するというのも重要であります。

そして、大臣にお伺いさせていただきたいのは、大臣としての与党ワーキングチームに対する期待と、子供たちを守る、その大臣の強い決意、これを伺わせてください。

○萩生田国務大臣 子供を守り育てる立場にある教師が子供にわいせつな行為を行うことは断じてあってはならないことであり、このような行為から子供を守るために必要な対策に不断に取り組んでいく必要があると考えております。

既に文科省としては、官報の情報検索ツールを過去四十年に遡って検索できる仕組みですとか、また、懲戒免職事由にわいせつ行為をしつかり明記をするなどの工夫をさせていただいておりますが、今先生から御指摘がありましたように、そもそも免許の再交付をしないという法律を提出したかったんですが、様々な壁にぶつかりまして、今通常国会には提出ができないという事態になりました。

しかしながら、これをもって終わりというわけにはいかない、こういう思いで省内でも引き続き議論や検討をしています。この度、自民、公明両党において、与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチームが設置され、この問題に関する真摯な議論が行われていることについては私も承知しており、大変意義深いことだと思っております。

文科省としても、わいせつな行為を行った教員は二度と教壇に立たせないとの思いを与党ワーキングチームの先生方ともしっかりと共有し、チームにおける御議論も踏まえた上で、今後とも、この問題に対する実効的な方策を検討、実行してまいります。

○浮島委員 ありがとうございます。

職業選択の自由云々ありますけれども、職業選択の自由と子供の身体、生命、権利を守る、どっちが大切かといったら、言わずもがなでございます。しっかりと子供たちの身体、生命、そして権

利を守るために、我々もしっかりとやつていきたい、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○左藤委員長 次回は、来る十六日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

令和三年四月十六日印刷

令和三年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A